

3月 相談窓口のご案内

女性のための電話相談

受付時間：毎週水曜日・金曜日 午前11時～午後1時
専用電話 072-443-3328

女性のための面接相談(予約制/オンライン相談も可能)

3月9日(木)午前10時～11時50分
3月23日(木)午後2時～3時50分
※1人50分、原則1回

予約電話：072-441-2535

受付時間：月曜日・祝日以外、午前9時～午後5時

FAX、メールでの予約は氏名・電話番号をご記入ください。

男女共同参画センターからの返信をもって予約完了となります。

FAX:072-441-2536

メール: danjoc@city.kishiwada.osaka.jp

女性の弁護士による法律相談(予約制/電話・面接)

3月11日(土)午前10時～12時
※1人30分、DV関連の相談を優先

予約電話・FAX 072-429-9797

受付時間：日・月・祝日以外、午前9時～午後5時

※岸和田市内在住者に限ります。

※場所はいずれも男女共同参画センターです。

DV相談(電話・面接)

受付時間：日・月・祝日以外、午前9時～午後5時

電話・FAX 072-429-9797

※面談による相談は予約制

人権相談(電話・面接)

受付時間：日・月・祝日以外、午前9時～午後5時

電話 072-429-9833

FAX 072-441-2536

障害を理由とする差別についての相談(電話・面接)

受付時間：日・月・祝日以外、午前9時～午後5時30分

電話 072-429-9833

FAX 072-441-2536

人権擁護委員による人権相談(面接)

受付時間：午後1時～4時

3月3日(金)、17日(金)

大阪府・男性のための電話相談(大阪府民対象)

受付時間：第1・4水曜日/第2・3土曜日 午後4時～8時

専用電話 06-6910-6596

編集後記

今月は“ひな祭り”春はもうそこまで来ています!
この春こそは、ノーマスクでお花見できるでしょうか(〇)

「利用のご案内」

開館時間

午前9時から午後9時まで

休館日

- *毎週月曜日
- *国民の祝日
(月曜日に当たるときはその後の直近の平日)
- *その前日及び翌日が国民の祝日である日
- *スポーツの日の前日及び前々日
- *12月29日から翌年1月3日まで

アクセス

南海本線「和泉大宮駅」から徒歩10分
南海本線「春木駅」から徒歩11分

編集・発行

岸和田市立男女共同参画センター

〒596-0042

岸和田市加守町4丁目6番18号

(電話)072-441-2535

(FAX)072-441-2536

(メール) danjoc@city.kishiwada.osaka.jp



駐車スペースには限りがございます。お車でご来館の際はできるだけ乗り合わせ
てお越しください。
満車の際は近隣の有料駐車場をご利用ください。よろしくお願いいたします。

※création は、フランス語で天地創造、この世の始まりという意味です。

クレーション

creation

CINEMA

令和5年3月号

Vol.20

第1回 4月19日(水)
午後2時～3時40分

◆第1回◆エリザベス2世～知られざる女王の素顔(日本語字幕)

英国女王エリザベス2世の素顔に迫るドキュメンタリー。
王室関係者へのインタビュー、幼少期からの貴重な映像などから、女王の人生を紐解く。

第2回 4月20日(木)
午後2時～4時

◆第2回◆コーダ あいのうた (日本語字幕)

家族の中で一人だけ耳が聞こえる高校生のルビーは、幼い頃から家族の「通訳」だった。合唱クラブの顧問に音楽の道を勧められるが、歌声が聞こえない両親は、娘の才能を信じられず反対。思いがけない方法で娘の才能に気づいた父は……。

第3回 4月21日(金)
午後2時～3時20分

◆第3回◆梅切らぬバカ (日本映画)

大きな梅の木に見守られ、母と息子は今日も生きる。ゆっくりと丁寧に。人と人とのつながり、共に生きることの喜びを描く。

第4回 4月22日(土)
午後2時～3時30分

◆第4回◆リトル・ガール (日本語字幕)

スカートで学校に通いたい、女の子として扱われたい……。自分の望む性別を生きられない7歳の少年が抱く願い。子どもの自由と幸せを守るために奔走する母の譲れない願いを描く。

◆定員◆各日当日先着30人
(申込不要)

※上映開始時間10分前入場締切
上映中の入場はできません。

パパの育児について考えよう

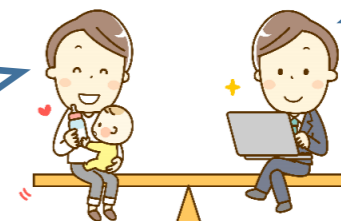
今回は「ちょっと気になるお金の面」を探ってみましょう!

令和3年の内閣府調査では、男性が育休を取得しない理由として、「収入が減少してしまうため」が34.0%となっています。

子育てにかかる費用を考えると、収入を減らしたくないですよね。

育児休業中は
無収入になるの?
そんなの困るな…

いいえ、育児休業
給付金というものが
あります。



育休中は、賃金はなくなりますが、「育児休業給付金」(6ヵ月までは育児休業開始前賃金の67%)が支給されます。また、社会保険料が免除されるため、手取り賃金と比べると、休業前の8割程度の収入となるようです。6ヵ月を超えると、支給割合が下がりますが、パパとママが6ヵ月ずつ取得すれば、8割程度の収入が1年間確保できます。

令和4年10月から、パパがより柔軟に育休を取得できるようになっています。それぞれの家族のスタイルに合わせた、育休取得について、家族で考えてみませんか。育休制度について詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。